

## 苫小牧市光ディスク等による給与支払報告書等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第6項の規定に基づく光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）による給与支払報告書等の提出に係る具体的な事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (光ディスク等による給与支払報告書等の提出承認基準)

第2条 光ディスク等による給与支払報告書等の提出承認基準（以下「承認基準」という。）は、光ディスク等の規格、ファイルの仕様等、レコードの内容、レコードの作成要領について、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等について（通知）（平成27年12月25日付総務省通知第86号。以下「総務省通知」という。）」によるものとする。

- 2 特別徴収税額通知書についても総務省通知によるものとする。
- 3 総務省通知の改正等により、承認基準に変更が生じた場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6に規定する給与支払報告書の提出義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に周知し改定するものとする。

### (承認申請書の提出)

第3条 特別徴収義務者が、光ディスク等による給与支払報告書を提出しようとする場合は、給与支払報告書提出期限の3月前までに、総務省通知による承認申請書を市長に提出しなければならない。なお、承認申請書の提出が期限を過ぎて行われた場合で、その理由がやむを得ない理由と認めた場合はこの限りではない。

- 2 関連事業所等の給与支払報告書を同一の光ディスク等で提出する場合（以下「代表申請」という。）は、前項の承認申請書と併せて「光ディスク等による提出代表承認申請書」（様式1）を提出しなければならない。

### (承認の決定等)

第4条 承認申請書が提出された場合、承認基準及び本市の電算処理能力の状況等に照らし合わせ、光ディスク等の提出方法、費用負担区分、光ディスク等の保管方法等について、特別徴収義務者に確認したうえで決定し、「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認通知」（様式2）を交付する。

- 2 既に承認を受けた特別徴収義務者がその内容を変更する場合は、改めて承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。また、代表申請についても同様とする。

- 3 光ディスク等による給与支払報告書の承認を受けた特別徴収義務者が、その提出方法を取止める（休止を含む。）場合は、「光ディスク等による提出廃止届出書」（様式3）を提出しなければならない。
- 4 前項の申請書の提出があった場合は、申請書の内容を精査し適当と認められる場合は、「光ディスク等による提出廃止届受理書」（様式4）を交付する。

（光ディスク等による給与支払報告書の提出）

第5条 光ディスク等による給与支払報告書の提出を承認された特別徴収義務者は、給与支払報告書提出期限までに光ディスク等を正副を作成し、総括表を添付のうえ、提出しなければならない。この場合には、書面による給与支払報告書の提出は原則不要とする。

- 2 光ディスク等による給与支払報告書の提出後、訂正及び追加があった場合は、書面にて給与支払報告書の提出とする。ただし、件数や事務効率等の観点から光ディスク等での再提出を求めることができる。

（光ディスク等に他市町村分が混在していた場合の処理）

第6条 特別徴収義務者から提出された光ディスク等に他市町村において課税すべき給与所得者に係るものが含まれていた場合は、特別徴収義務者に連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には総務省通知により関係市町村長に通知するものとする。

- 2 他市町村から本市に前項による通知があった場合は、特別徴収義務者に書面による給与支払報告書の提出を求めることができる。

（特別徴収税額通知）

第7条 特別徴収義務者から光ディスク等により給与支払報告書が提出となった場合は、原則書面による特別徴収税額決定通知書と併せて光ディスク等による通知書を作成して通知するものとする。

（費用負担区分）

第8条 光ディスク等による費用負担については次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 光ディスク等に関する購入、調整、提出、通知（光ディスク等分）費用については、特別徴収義務者負担とする。
- (2) 光ディスク等による提出後の利用に関する費用、調整、通知費用については、市の負担とする。

（光ディスク等の保管）

第9条 提出された光ディスク等は、鍵のかかる場所に厳重に保管する。また、提出された光ディスク等の内容は、当該年度の法定納期限の翌日から起算して

7年間保存する。

(目的外使用の禁止等)

第10条 光ディスク等の活用は、道市民税の処理に関する場合に限るものとし、他の目的には使用してはならない。また、この業務から知り得た情報については、外部に漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 本要綱に定めのない事項については、本市及び当該特別徴収義務者との間で協議し定めることとする。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

光ディスク等による提出代表承認申請書

苫小牧市長 様

代表  
住所 (所在地)

法人番号 \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担当部署担当者

次の関連事業所は、当社（私）を代表と定め、当社（私）が光ディスク等による提出すべき給与支払報告書と併せて同一の光ディスク等により提出したいため申請します。

事業所名 代表者名	住所 (所在地)	連絡先	指定番号※

※指定番号欄には、本市の指定番号がある事業所のみ記入してください。

(様式2)

第 号

平成 年 月 日

様

苫小牧市長

給与支払報告書の光ディスク等による提出承認通知

平成 年 月 日付けで提出されました給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクによる提出承認申請書について、申請に基づき精査した結果下記のとおり承認します。

記

- 1 提出期限  
毎年1月末日までに提出すること。
- 2 提出後の追加及び訂正  
光ディスク等の提出後に追加及び訂正があった場合、市に連絡し提出方法について協議すること。
- 3 特別徴収税額決定通知書  
原則、書面による特別徴収税額決定通知書及び光ディスク等による通知を行います。
- 4 その他
  - (1) 提出された光ディスク等による解析が困難な場合は、再提出を求める場合があります。
  - (2) 苫小牧市光ディスク等による給与支払報告書等取扱要綱により取り扱います。

(様式3)

平成 年 月 日

光ディスク等による提出廃止届出書

苫小牧市長 様

平成 年 月 日付で承認を受けました光ディスク等による給与支払報告書の提出について、下記のとおり取り止めたいため届出します。

記

申請者	氏名 (名称)	
	代表者	
	住所 (所在地)	
	指定番号	
廃止事由		

(様式4)

第 号

平成 年 月 日

様

苫小牧市長

光ディスク等による提出廃止届受理書

平成 年 月 日付けで申請のありました光ディスク等による提出廃止届出書を受理しました。

なお、廃止届出受理日以降、再度光ディスク等による給与支払報告書の提出をしようとする場合は、改めて提出承認を受ける必要があります。